

8/11(月・祝)開催 第42回上州高山村ふるさと祭りについて

●ふるさと祭りプログラムについて

プログラムの内面右下に、「大抽選会」と「縁日ひろば」の共通券がついています。
こちらをお持ちになって、会場へお越しください。

大抽選会 15:00~19:00 縁日ひろば 14:30~

※「大抽選会」「縁日ひろば」とともに景品がなくなり次第終了いたします。
チケット付きのプログラムは、当日会場にて300円で購入することもできます。

●駐車場について

会場周辺の臨時駐車場をご利用ください。
当日は【巡回バス】が運行されます。
皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが花火大会の実施とともに来場者の方々の安全確保のため、ご理解とご協力のほど、
よろしくお願いいたします。

会場 ↔ 駐車場のご案内

下記の時間は巡回バスが複数台運行いたします

巡回バス 13:30~22:00

バス送迎発着所

1ルート
→ 道の駅 第2駐車場
2ルート
→ 高山小学校 → 高山村役場

送迎される方へ

一般車両送迎発着所をご利用ください。
駐車スペースではありませんのでご了承ください。



ふるさと祭りの
参加券付きプログラムを
広報と一緒に
配布しています。

▼ 下記チケットで「大抽選会」「縁日ひろば」に参加できます。当日会場にて追加購入(1部300円)も可能です ▼				
第42回 上州高山村 ふるさと祭り 縁日ひろば 参加券	第42回 上州高山村 ふるさと祭り 縁日ひろば 参加券	第42回 上州高山村 ふるさと祭り 縁日ひろば 参加券	第42回 上州高山村 ふるさと祭り 縁日ひろば 参加券	第42回 上州高山村 ふるさと祭り 大抽選会 抽選券

プログラム中面の右下にある参
加券で「大抽選会」「縁日ひろば」
に参加できます。当日は、忘れ
ずに会場にお持ちください。

《お問い合わせ先》 ふるさと祭り実行委員会事務局 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

調査期日 **10.1** 水

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索

総務省統計局・都道府県・市区町村



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

戸籍法の改正により新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになりました。

高山村に本籍がある方を対象に令和7年8月上旬からご本人の住所地へ通知書を発送しますので、通知の内容を必ずご確認ください。

- ・通知書に記載された振り仮名が正しい場合、届出は必要ありません。
- ・通知書に記載された振り仮名が間違っている場合、届出が必要です。

●届出方法

- ・オンラインでの届出：マイナポータルから届出をしてください。
- ・市区町村窓口・郵送での届出：最寄りの市区町村の窓口または本籍地の市区町村に郵送で届出をしてください。

●届出人

- ・氏の振り仮名：筆頭者

※筆頭者が除籍されている場合は配偶者、配偶者も除籍されている場合は子

- ・名の振り仮名：本人

※15歳未満の場合は親権者などの法定代理人

●届出期限

令和8年5月25日

※届出をしなくても令和8年5月26日以降に通知書に記載されている振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

《お問い合わせ先》 法務省戸籍振り仮名コールセンター ☎0570-05-0310

農地を適正に管理しましょう

農地に雑草が生い茂ると、さまざまな問題が発生します。雑草が伸びてからの草刈りはとても大変ですので、農地などを所有・管理する人は、定期的な草刈りをして、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、責任をもって適正管理にご協力をお願いします。

【農地所有(管理)者の皆さまへ】

農地は、普段から定期的に管理を行わないと次のような問題発生につながる恐れがあります。

- ・病害虫の発生原因
- ・イノシシやシカなど有害鳥獣の潜入
- ・産業廃棄物等の不法投棄
- ・景観の悪化 ・隣接地との問題発生

【農地を自分で管理できない場合】

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由で、自身で農地を管理(草刈り等)できない場合は、シルバー人材センター(高山村社会福祉協議会内 ※有料)などの事業者を利用する方法もあります。

《お問い合わせ先》

高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

Web口座振替受付サービス 開始のお知らせ

一部金融機関にて、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、村税等の納付にかかる口座振替(自動振込)の申込み手続きができるようになりました。

●このサービスを利用することで…

役場窓口や金融機関窓口へ出向く必要なし！

「口座振替依頼書」のご記入や届出印なども不要！

●開始日 令和7年8月1日(金)

●利用可能な金融機関 群馬銀行、東和銀行、 ぐんまみらい信用組合

※Web口座振替受付サービスは、各村税等の項目毎に手続きを行う必要があり、一括では複数の項目申請ができません。

※紙の申請書による口座振替手続きも、今までどおり受付をしております。

詳細は、令和7年8月1日(金)以降、高山村ホームページ内に掲載いたします。

下記URLまたは二次元コードより該当のページをご確認ください。

(<http://vill.takayama.gunma.jp/03zeimu/nofu/kozafurikae.html>)



《お問い合わせ先》

高山村役場 税務会計課 ☎0279-63-2111(内線33)

「農地の利用状況調査」を実施します

農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、8月から9月にかけて農地の利用状況について現地調査を行います。

現地調査の際には、農地への立ち入りやお話を伺う場合がありますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果、雑草繁茂等で農地が適正に管理されていない場合は、所有者の方に農業上の適正かつ効率的な維持管理を図るよう通知をいたします。

農地の利用意向調査

農地の利用状況調査の結果、農業上の適正かつ効率的な維持管理がなされていない農地は、農地の利用意向調査の対象となり、所有者に対して通知いたします。

この利用意向調査では、農地中間管理機構などを利用した農地の貸し付けを行うか、あるいはご自身で耕作等を行う意思があるかなどをお伺いします。

農地を所有・管理をする方は、定期的な適正管理にご協力をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きのお知らせ

8月は、児童扶養手当の「現況届」、特別児童扶養手当の「所得状況届」を提出する月です。この手続きで、児童扶養手当は今年11月から来年10月まで、特別児童扶養手当は今年8月から来年7月までの支給額が決定されます。対象者には7月中旬に通知を発送しました。

また、児童扶養手当受給者で、手当の支給開始月から5年または手当の支給要件を満たしてから7年を経過している人は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外届」の提出も必要です。対象者には、現況届の通知と一緒に書類を送付しました。

※所得制限で手当の支給が停止されている人も、「現況届」などの提出が必要です。

児童扶養手当

●受給対象者

ひとり親家庭または親が重度の障がいを持った家庭などで、18歳以下の児童を養育している方に支給されます。ただし、婚姻届を出していても事実上婚姻関係と同様の事情にある方など、支給対象とならない場合もあります。

●手当月額(令和7年4月～)

受給者や同居の親族の所得額に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

①児童が1人の場合

全部支給・・・46,690円

一部支給・・・46,680円～11,010円

※所得に応じて異なり該当児童が2人以上の場合は加算があります。

●手当の支払い

年6回奇数月(1月・3月・5月・7月・9月・11月)に前月までの分を支給します。

特別児童扶養手当

●受給対象者

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または父母に代わり児童を養育している人に支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができるなど、支給対象とならない場合もあります。

●手当月額(令和7年4月～)

1級・・・56,800円

2級・・・37,830円

●手当の支払い

年3回、4月・8月・11月に支給します。

※受給対象者や同居の親族の所得額に応じて、手当が支給されなくなります。

☆児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給していない方で受給対象者に「該当するかもしれない」と思う方は、相談してください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

役場庁舎・ふれあいプラザの整備に関する 住民説明会でのご意見等のまとめについて

今年1月23日から2月14日にかけて、村内13カ所で「役場庁舎・ふれあいプラザの整備に関する住民説明会」を実施いたしました。

説明会では多くの皆さまにご参加いただき、貴重なご意見を数多く頂戴しましたことに感謝申し上げます。

皆さまからいただいたご意見を整理し、一覧表としてまとめたものを作成いたしました。右記の二次元コードから閲覧できるようにしておりますのでご覧ください。また、二次元コードから閲覧

することが難しい方につきましては、役場総務課と地域振興課の窓口にて閲覧用の紙媒体をご用意しておりますので、ご希望の方は窓口での閲覧も可能です。

説明会で皆さまからいただいたご意見を踏まえ、村としては役場庁舎とふれあいプラザについては切り離して個別に検討していくことといたしましたので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



ご意見等まとめ
【二次元コード】

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課・地域振興課 ☎0279-63-2111

高山村社会福祉協議会職員の募集について

高山村社会福祉協議会では、高山村デイサービスセンター職員を次のとおり募集を行います。

- 任用期日** 相談に応じ検討
- 募集期間** 令和7年8月8日(金)から8月22日(金)まで
- 受付時間** 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)
- 応募要件** 普通自動車運転免許および応募職種に応じた資格を有すること
- 提出書類** 申込書および履歴書(申込書は高山村社会福祉協議会にあります。)
- 勤務日および勤務時間**
月曜日から土曜日まで(年末年始を除く)の週5日
午前8時30分から午後5時15分までの範囲内を基本とする。
- 選考方法** 書類審査および個人面接
- 募集内容**

看護師	1名	・勤務形態 ・勤務内容 ・基本給等 ・必要資格	正規職員(フルタイム) 介護・機能訓練 職務経験により検討 看護師または准看護師
臨時職員 (看護師)	1名	・勤務形態 ・勤務内容 ・基本給等 ・必要資格	臨時職員(パートタイム) 介護・機能訓練 時給 1,200円 看護師または准看護師

《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会
☎0279-63-2075(担当：町田)

大規模な土地取引には 届出が必要です

(国土利用計画法に基づく土地売買等届出書)

本村は、権限移譲しており、全地域都市計画区域外となり、10,000㎡以上の土地取引の場合は届出が必要です。

一定面積以上の土地取引を行った場合には、買主は高山村あてに届出を行う必要がありますので、忘れずに届出してください。

●届出が必要な面積

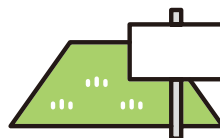
10,000㎡以上

●届出期間

売買契約を締結した日から起算して
2週間以内

●届出先

高山村役場



《お問い合わせ先》
高山村役場 地域振興課
☎0279-26-7944(直通)